新旧対照表

一般社団法人岩見沢歯科医師会定款施行規則

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | （法人の構成）  第２条  　（２）第２種会員  　　　２　家族会員　正会員のところに勤務する配偶者及び~~子女~~。  　　　　　２親等以内の者。  　（３）終身会員  　　　通算３０年以上~~この法人の~~日本歯科医師会の会員で、満７０  　　　歳を越え、定款第９条第１項に掲げる各号に該当しなかった  　　　者のうち、理事会において承認された者。 |
| 旧 | （法人の構成）  第２条  　（２）第２種会員  　　　２．家族会員　正会員のところに勤務する配偶者及び子女。  　（３）終身会員  　　　通算３０年以上この法人の会員で、満７０歳を越え、定款第  　　　９条第１項に掲げる各号に該当しなかった者のうち、理事会  　　　において承認された者。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | （終身会員の始期及び会費）  第９条  　　　２　終身会員は、本会所定の会費を~~免除する~~５年間納めな  　　　　　ければならない |
| 旧 | （終身会員の始期及び会費）  第９条  　　　２　終身会員は、本会所定の会費を免除する |

２

別　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 入会金  　　　　　第２種会員　　　勤務会員　 150,000円  　　　　　　　　　　　　　家族会員　 150,000円  会　費  　　　　　終身会員　　　　給与所得者 ２0,000円 |
| 旧 | 入会金  　　　　　第２種会員　　　 150,000円  会　費  　　　　　終身会員　　　　　　　 　円 |

一般社団法人岩見沢歯科医師会　登録会員の取り扱い

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | ４　　上記の歯科医師の登録は、１年毎とし、毎年４月に更新~~し入会後７~~  ~~年を限度と~~する |
| 旧 | ４　　上記の歯科医師の登録は、１年毎とし、毎年４月に更新し入会後７  　　　年を限度とする |

一般社団法人岩見沢歯科医師会　内規

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | ~~1. 会長選挙に関して（代議員、予備代議員選挙を含む）~~  ~~岩歯選挙規則第５条に基づき、総会の議長が会議に諮って選挙又はその他の方法で選挙管理委員を４人（各方面より１名）選出する。~~  削除 |
| 旧 | 1. 会長選挙に関して（代議員、予備代議員選挙を含む）  岩歯選挙規則第５条に基づき、総会の議長が会議に諮って選挙又はその他の方法で選挙管理委員を４人（各方面より１名）選出する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | ~~2.~~ 1.役員改選に関して   1. 理事は４方面即ち岩見沢方面、三笠方面、栗山方面、夕張方面より各１名を推薦~~し、その他の理事は若干名会長が指名~~することができる。 2. ~~各方面推薦理事は、方面を変更した時点にて理事の資格を失うものとする。~~ 3. ~~各方面会長は、方面推薦理事が兼務するものとする。~~ 4. （２）監事は、岩見沢、三笠方面及び栗山、夕張方面より各１名推薦することができる。 |
| 旧 | 2.役員改選に関して  (1) 理事は４方面即ち岩見沢方面、三笠方面、栗山方面、夕張方  面より各１名を推薦し、その他の理事は若干名会長が指名する。  (2) 各方面推薦理事は、方面を変更した時点にて理事の資格を失  うものとする。  (3) 各方面会長は、方面推薦理事が兼務するものとする。  (4) 監事は、岩見沢、三笠方面及び栗山、夕張方面より各１名推薦  する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | ~~3.~~　2.役員費用弁償  ~~役員の費用弁償は毎年総会に於いて議決された予算の支出の部~~   1. ~~管理費　第２項　旅費の予算額より、役員が業務遂行の為旅~~   ~~行した場合の旅費を差し引いた残額を、地方役員に対し費用として弁~~  ~~償するものとする。~~  　公共交通機関の係る費用に準じて計算をし、支払うものとする。 |
| 旧 | 3.役員費用弁償  　役員の費用弁償は毎年総会に於いて議決された予算の支出の部   1. 管理費　第２項　旅費の予算額より、役員が業務遂行の為旅   行した場合の旅費を差し引いた残額を、地方役員に対し費用として弁償するものとする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 1. ３．会員の吉凶慶弔の際は会長は本会を代表して、その意志を~~表~~示す。遠隔の地、又は火急の場合は近隣の理事が会長に代わってこれを行う。 |
| 旧 | 1. 会員の吉凶慶弔の際、会長は本会を代表して、その意志を表示す   る。遠隔の地、又は火急の場合は近隣の理事が会長に代わってこれを行う。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | ~~５．~~ 4.前条の場合、本会より贈呈する金銭及び物品は次の例による。  　　(3) 　会員が長期に亘り重態なる病気に罹り、又は不慮の災厄に逢  　　　　った場合は、理事会の決議によりお見舞いを贈ることができる。 |
| 旧 | 5. 前条の場合、本会より贈呈する金銭及び物品は次の例による。   1. 会員死亡の場合   香典及び生花及び弔辞   1. 会員の両親、妻子死亡の場合   本会より香典及び生花を贈ることができる。   1. 会員長期に亘り重態なる病気に罹り、又は不慮の災厄に逢った場合は、理事会の決議によりお見舞いを贈ることができる。   但し金額については、理事会の議を得て決める。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | ~~6.~~ 5. 部員並びに委員に対して役員費用~~として~~弁償に準じて弁償するこ  　　　とができる。  ~~但し金額については、理事会の議を得て決める。~~ |
| 旧 | 6.部員並びに委員に対し費用として弁償することができる。  　但し金額については、理事会の議を得て決める。 |